

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

特に記載すべき項目はない。

2. 重要な会計方針

(1) 会計の基準 社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日付 雇児発第0727第1号）による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品一定額法 貸借対照表へは間接法による累計額で表示。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金－長野県民間社会福祉従事者退職共済制度への掛金相当額を引当金として計上。

3. 重要な会計方針の変更

変更なし。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で加入している退職共済制度は、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度と、長野県民間社会福祉従事者退職共済制度である。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりとなっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第一号第一様式、第二号第二様式、第三号第三様式）

(2) つましな保育園拠点区分（第一号第四様式、第二号第四様式）

(3) つましな保育園拠点区分におけるサービス区分の内容

ア つましな保育園本部 イ つましな保育園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物 保育園舎	39,994,240		3,067,740	36,926,500

当期減少額は、減価償却費の計上による。

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

8. 担保に供している資産

該当なし。

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

貸借対照表において、関節法による累計額にて表示。

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

事業未収入金は、保育事業による補助金等であり、引当金の対象とはしていない。

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし